

令和5年度茨城地方最低賃金審議会
第1回茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会議事録

令和5年10月4日

茨 城 労 働 局
茨城地方最低賃金審議会

日時 令和5年10月4日（水）午前9時30分から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉
松本 理佳子

労働者代表委員 宮下 有一
森 谷 篤
横 川 実

使用者代表委員 塩塚 洋志
鈴木 明芳
舟木 健生

茨城労働局 労働基準部長 稲葉 典行
賃金室長 川野 義光
室長補佐 中島 孝紀
賃金指導官 平戸 直美

議事次第

- (1) 専門部会の部会長及び同代理の選出について
- (2) 専門部会の運営規程について
- (3) 賃金実態調査結果等について
- (4) 専門部会の日程調整について
- (5) 金額調査審議
- (6) その他

中島補佐

本日は、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。ただ今から、茨城地方最低賃金審議会第1回茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。今後は、機械と呼ばせていただきます。本日は、都合によりまして公益代表委員の宮崎委員が欠席となっておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規程による委員総数の3分の2、又は公労使各代表委員の3分の1以上の必要数を満たしておりますので、本専門部会が有効に成立していることをご報告いたします。また、本日は、傍聴人はおりません。それでは、第1回目の特定最低賃金専門部会の審議に入る前に、稲葉労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

稲葉部長

皆さん、おはようございます。労働基準部長をしております稲葉でございます。本日は、本当にお忙しいところ、特定最低賃金専門部会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より最低賃金行政の円滑な運営にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

ご案内のとおり、茨城県には、県内で働く全ての労働者に適用されるいわゆる県最賃、地域別最低賃金と、4つの産業別の特定最低賃金がございます。今年度においては、各種商品小売業以外の、鉄鋼業、電気・精密機械器具等製造業、機械器具製造業等の3つの産業について申出がありまして、それぞれ専門部会において、金額審議をお願いすることになっております。本日は第1回目の専門部会となりますが、議題といたしましては、部会長、部会長代理の選任、運営規程の決定、開催日程の決定など全般的な事項についてご審議いただき、その後、時間の許す範囲内で具体的な金額審議に入っていただければと思っております。

地域別最低賃金は、行政機関に決定を義務付けられております。それに対して、特定最低賃金は、関係労使からの

申出を受けて、最低賃金審議会の意見を聞いて、行政機関が決定できるという形式になっております。従いまして、関係労使がイニシアティブを十分に発揮することにより、円滑な審議と運用がなされることが求められております。また、昨今の経済状況を見ますと、非常に厳しい状況にあります。審議を通じまして十分に意思疎通を図っていただいて、出来れば全会一致での議決となりますよう、ご配慮をいただきたいと思っております。

簡単ではございますけれども、私からの挨拶は以上とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

中島補佐

続きまして、本日ご出席いただきました各委員の皆様をご紹介したいと思います。委員の皆様のご紹介にあたりましては、今日配付しております資料の、資料No.1を見ていただきまして、これに沿ってご紹介したいと思います。

それでは、初めに公益代表委員の皆様から名簿の順にご紹介いたします。井出委員です。松本委員です。宮崎委員は欠席となっております。続きまして労働者代表委員の方をご紹介させていただきます。宮下委員です。森谷委員です。横川委員です。続きまして、使用者代表委員の方をご紹介させていただきます。塩塚委員です。鈴木委員です。舟木委員です。続きまして、茨城労働局事務局の紹介をさせていただきます。稲葉労働基準部長です。川野賃金室長です。平戸賃金指導官です。私は、室長補佐をしております中島と申します。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、議題（１）専門部会の部会長及び部会長代理の選任についてに移らせていただきます。部会長及び部会長代理につきましては、公益代表委員の中から選出することになっております。事前に公益代表委員の皆様から候補者を互選していただきましたので、ご報告させていただきます。部会長に井出委員、部会長代理に松本委員の名前が挙がっておりますが、皆様よろしいでしょうか。

委員

(異議なしの声)

中島補佐

異議なしということですので、ご報告どおり決定させていただきます。それでは、これ以降の議事進行につきましては、井出部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

井出部会長

ただ今、部会長に選任されました公益委員の井出と申します。先ほど、稲葉部長からもありましたとおり、労使のイニシアティブによって慎重審議をお願いしたいと思っておりますので、本年度もどうぞよろしくお願いいたします。では、座って進行させていただきたいと思っております。それではまず、事務局より茨城県最低賃金の周知広報につきましてご説明がございます。

川野室長

私の方からご説明申し上げます。資料No.12、62ページの官報公示の写しと、資料とは別に添付しました本省作成のリーフレットをご覧ください。茨城県最低賃金につきましては、42円引き上げて、時間額953円に改定することとなり、9月1日付け官報に公示し、10月1日日曜日から効力発生となっております。なお、県の最低賃金の答申に関し、本審委員の方におかれましては、審議に大変なご苦勞をおかけいたしましたこと、改めてお礼申し上げます。

中央最低賃金審議会では、本年度からランク区分の見直しがありまして、4ランクから3ランクに変更となり、目安額39円から41円と昨年度を上回る目安額が示され、今年も全国的に大きく報道されました。本県においても、8月7日の答申日と翌日には、NHKで放送されるなど、最低賃金改正の関心が非常に高まっており、国民から大きく注目されております。当局においては、最低賃金額の履行確保はもとより、本年においても、昨年につき、審議会にお

いて、中小企業・小規模事業者に与える影響を踏まえ、業務改善助成金など各種支援策の周知・啓発等による制度の一層の利活用の促進を求める旨の答申を受けておりますので、支援策の周知を含めた周知・広報につきましては、より強化を念頭に広報活動を実施しております。

主な周知・広報をご紹介いたしますと、9月7日には、事業場に対する就業規則や賃金規定の見直し、助成金の活用など、働き方改革に関連する様々な相談・支援に対応している、茨城働き方改革推進支援センターのセンター長と面談し、最賃引上げと業務改善助成金の周知並びに活用について、より一層の積極的な勧奨の実施について要請書を交付しております。県内の各労働基準監督署及びハローワークに、最低賃金や賃金引上げの相談があった際は、同センターの無料相談を積極的に案内するよう指示しております。また、労務管理などについて、多くの企業と接している社会保険労務士の協力が効果的であると判断し、9月12日には社会保険労務士会の会長と面談し、最賃引上げと業務改善助成金の周知等の取組みに関する要請を行っております。10月には、その要請書について、社会保険労務士会会員向けの広報誌に掲載される予定になっております。

そのほか、最低賃金の引上げ、支援策に関する周知・広報につきましては、その一環として、9月中旬に、例年通り、県及び各市町村、商工会、関係団体等に対し、広報誌、HP等に支援策を含めた掲載依頼を行っております。

それから、昨年度に引き続き、県北地域の水郡線主要駅、郵便局へのポスター掲示依頼を行う予定ですが、今年度は水戸線の主要駅への掲示、鹿島臨海鉄道の主要駅の掲示と車内中吊りを依頼する予定です。また、令和元年度以降、最低賃金法の違反のあった事業場に対し、最賃引上げへの対応と併せ、業務改善助成金のリーフレット、茨城働き方改革推進支援センターのチラシ等を同封し、周知、活用促進を案内しております。そして、昨年同様、9月24日

日曜日の茨城新聞の番組欄に広告を掲載しており、9月29日になりますが、例年同様、この庁舎駐車場の入り口に横断幕を設置しております。なお、皆様ご存じのように、2階玄関にデジタルサイネージ、広告用ディスプレイで、開庁時間帯にスライドを放映しております。さらには、支援策につきましては業務改善助成金の窓口である雇用環境・均等室において、7月に県や市町村、関係団体に対し業務改善助成金等のリーフレットを送付しておりますが、8月31日拡充後にも9月8日に改めてリーフレットを送付するなどして広報依頼を行っております。今年度から、茨城労働局でX、旧Twitterによる最低賃金および業務改善助成金についての広報も行っております。9月中旬に本省からポスター、リーフレットが届いておりますので、行政機関や関係団体のほか、スーパーマーケット等へ随時送付し、掲示依頼を行っております。

今後も、支援策の周知を含めたできる限りの周知広報に努めて参りますので、委員の皆様におかれましても、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

井出部会長

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何かご意見やご質問等ございましたらお願いいたします。

全委員

(意見・質問等なし)

井出部会長

続きまして、議題(2)に移らせていただきます。専門部会の運営規程案につきまして、お諮りしたいと思います。事務局より、運営規程案の説明をお願いします。

川野室長

引き続き説明させていただきます。今回、本年度の初回の審議となり、今期から委員になられた方もいらっしゃいますが、時間の関係から、要点のみ説明させていただきます。この部会は、最低賃金法第25条の規定により、茨城地方最低賃

金審議会、一般に本審と言っておりますが、その本審の中に設置する専門部会という位置付けになっております。本日、お配りしました資料No. 3、10ページをご覧ください。最低賃金制度の根拠法令である最低賃金法において、審議会について定めた政令であります、最低賃金審議会令というものを添付しております。なお、審議会令は、昨年度と同様ですが、いくつかの項目について説明いたします。まず、10ページの下から3行目から11ページ上段に記載しております第5条の2項をご覧ください。先ほど開会時に進行役が説明しました成立要件です。この要件は専門部会にも準用され、委員の3分の2以上、または、公、労、使の3分の1以上が、会議の開催、議決の成立要件となります。第3項は採決です。出席者の過半数での採決となり、可否同数の場合は部会長が決するとなっております。続きまして、第6条が専門部会についての定めですが、5項をご覧ください。あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、と定められています。この扱いにつきましては、のちほど部会長から説明、報告があります。続きまして、資料No. 4、12ページをご覧ください。産業別の専門部会の運営規程（案）になります。運営規程（案）について説明いたしますが、昨年度と変更はありません。第1条は、この規程は、法令である最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項を定める、という規程の目的です。第2条は、会議、部会委員の召集に関する規程です。第3条は、会議に出席できない場合の規程です。なお、召集や出欠の確認などの事務は、事務局が部会長に代わって行います。第4条は、会議における発言など、議事進行のルールです。第5条は、公開についての定めです。原則公開となっておりますが、ここに記載されておりますように、率直な意見の交換や中立性が損なわれる場合などは、非公開とすることができるという規定です。金額を審議する専門部会は、例年、非公開とされておりますが、今年度の7月3日

の第一回本審の審議において、ご審議いただいたところで
す。第6条は、議事録についての定めです。第7、8、9条
については、時間の関係もありますので、説明を割愛させて
いただきます。以上が条文の（案）となります。最後に、附
則としまして、施行日が記載されることになっております
が、これについては、後ほどお決めいただくことになってお
ります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

井出部会長

専門部会の会議及び議事録は、先ほどご説明があったとお
り、原則公開となっておりますが、個人情報の保護に支障を及
ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当
に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しく
は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は
非公開にできることになっております。専門部会につきまし
ては、金額審議という点から、他県でもほとんどが非公開と
しております。茨城県も率直な意見交換を保障するという考
えから、金額審議は率直な意見交換などが損なわれる場合
があり得ますので、7月3日の本審でも中央最低賃金審議会目
安制度の在り方に関する全員協議会報告を踏まえ審議しまし
たが、第1回の専門部会の労使双方からの金額提示に関する
基本的な考え方までは公開、金額審議の部分は非公開とし、
議事録についても同様にしたいと思っております。よろしいでし
ょうか

委 員

（異議なしの声）

井出部会長

ありがとうございます。また、議事録の確認につきまし
ては、部会長及び部会長が指名した委員2名がその内容を
確認することになっております。この議事録の確認は、労働
者側委員は宮下委員、使用者側委員は舟木委員にお願いし
たいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員 (異議なしの声)

井出部会長 それでは、原案どおり決定したいと思いますが、全体についてよろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

井出部会長 それでは、原案のとおりに決定することとしまして、附則の施行期日ですけれども、本日からの施行ですので、令和5年10月4日と入れていただき、(案)の削除をお願いいたします。

それから、先ほどの運営規程第3条ですけれども、会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならないとありますが、ここは、従来から事務局に連絡をお願いしておりますので、そのようにお願いいたします。

それから、最低賃金審議会令第6条第5項に、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、とあります。この件につきましては、すでに9月11日に行われた第六回本審の場において専門部会において、全会一致で最低賃金額を決定した場合は、本審の決定とする、ということに決まりましたので、その旨よろしくお願いいたします。なお、全会一致を条件としておりますので、全会一致にならなかった場合には、本審で再度審議するという形になりますので、その点もよろしくお願いいたします。

続きまして、議題(3)に移りたいと思います。賃金実態調査結果等について、事務局から説明をお願いします。

平戸指導官 私からは、14ページ、資料No.5から説明させていただきます。この資料は、平成24年からの茨城県の最低賃金と4業種の特定期間最低賃金の推移を一覧にしたものです。

次の15ページ、資料No.6からは、本年6月に実施しまし

た最低賃金に関する基礎調査の結果を集計したものです。この基礎調査とは、毎年事業場にて6月分として支給された賃金について厚生労働省が調査を実施し、集計等を各労働局にて行い、結果を最低賃金審議会での資料としているものです。経済センサス調査結果に登録されている事業場に対して、業種、また産業別に労働者規模が1から9人、10から29人、30から99人となっている事業所から一定の件数を無作為に選定し、そこを対象として実施している調査です。ただし、そもそもの母集団人数が少ない産業については全規模対象として事業場を選定しており、茨城県では鉄鋼業、各種商品小売業が該当しています。この一覧につきましては、調査結果から県最賃適用産業と特定最低賃金対象産業の規模別の特性値と未満率を一覧表にしたものですが、この県最賃適用産業計には、特定最賃4業種の数値は含まれておりません。なお、当県において特定最低賃金は4業種設定されておりますが、本年も各種商品小売業の改定申し出がありませんでした。15ページ、次の16ページは県最賃適用、改正申し出のあった特定最低賃金3業種について、第1・10分位数及び未満率の推移を表とグラフにしたものです。

ここで補足説明をさせていただきますが、表にある第1・10分位数とはお配りした注とある資料のとおりとなっておりますので、参考にしていただければと思います。これらの数値につきましては6月に行った基礎調査の回答数と経済センサスの母集団事業場数から割戻しした推測値となっております。

17ページからは本日の機械器具製造業等についての資料となります。まず、17ページは、先ほど説明いたしました賃金基礎調査から集計した総括表をもとに作成した第1・10分位数、最低賃金額、未満率の推移の一覧となっております。

次18ページ以降がその総括表の一覧表となっております。

す。22ページにつきましては、現行の964円から引き上げたときの影響率と、それにあてはまる未満労働者数を一覧にしたものです。影響率とは、最低賃金額を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回る労働者数の割合のこととなります。この労働者数については先ほどの説明と同様に、基礎調査の回答人数を経済センサスで把握している母集団人数で一定に割り戻した結果の人数となっております。

23ページからは例年と同様の資料を添付しております。まず、23ページの資料No.7は、日本銀行水戸事務所が7月3日に発表しました企業短期経済観測調査結果です。27ページの資料No.8は、日本銀行水戸事務所が9月7日に発表しました茨城県金融経済概況です。39ページからの資料No.9は、茨城労働局が9月29日に発表しました、令和5年8月分にかかる県内の雇用情勢の概況の一覧です。55ページ、56ページの資料No.10については、細かくなっておりますが当賃金室で作成しました、茨城県と全国の各種指標を一覧にしたものです。57ページからの資料No.11は、厚生労働省が8月4日に発表しました、令和5年民間主要企業にかかる春季賃上げ要求・妥結状況の結果となります。62ページの資料No.12は、本年9月1日付けの茨城県最低賃金の改正決定にかかる官報の写しです。最後の63ページの資料No.13は、他局の結審状況一覧となっております。備考欄にある改正必要なし、申し出なし、との説明書きは令和4年度の状況となっておりますので、今年度、最新の状況については次回以降、確認でき次第、改めてご報告させていただきたいと思っております。

このほか参考までに、広報用のリーフレットなどを添付させていただいております。私からは以上です。

井出部会長

ありがとうございます。ただ今の資料の説明につきまして、何かご意見やご質問等がありましたらお願いいたします

す。

全委員

(意見・質問等なし)

井出部会長

では、私から2つ質問します。まず、皆さん、この分位数なのですが、私、不勉強で数年前に何のことかわからず質問したところ、このような図を作ってくださいまして、大変わかりやすい図になっております。特に先ほどの資料の中の説明でもありましたように、第1・10分位数というものに着目していろいろな指標を出していることが多い。第1・10分位数だと、10等分して低い方から最初の10%のものの賃金という形になっているわけです。この実態調査なのですが、全体の割戻しということだから、何かに対して何かの割合で割り戻すという形だと思うのですが、でも、だいたい、実数は全体の何%くらいのを割り戻して全体の数を把握しているのか、つまり、実数は全体の何割なのか、例えば1割なのか、5%なのか。ざっくりでいいのですが、どのくらいのイメージでしょうか。もし、わからなければ、次回以降教えていただけると助かります。

平戸指導官

すみませんが、確認して次回ご説明いたします。

井出部会長

そうですね。いつも気になっていたもので、お願いします。割合があまりに低いと割戻しの正当性に若干疑問も出てしまうと思います。

平戸指導官

そうですね。回答率が低ければ変わると思うのです。回答率が高ければ、割戻しするものが少ないわけですから、ある程度の一定の率まで戻していかないと平均として採用できないと思います。回答率につきましては、基礎調査については、5割くらいです。5割くらいの回答率から割り

戻しているのですが、本当はもう少し7割、8割の回答率があれば、もっと割戻しする割合が少ないのかなと思います。

井出部会長 もう一つ質問ですけれど、基本は全数調査なのですか。それとも、抽出するわけですか。

平戸指導官 対象事業所は選定の中から抽出です。人数により抜き取って選定しています。ただし、元々の母集団が少ない各種商品小売業は、今回全数調査とし、茨城県内の全事業場を対象に調査しましたが、今年は申出がなかったため結果は使われておりません。

井出部会長 機械は、ちょっとそこまでは厳しい。抜き取りをせざるを得ないですか。

平戸指導官 機械産業は事業所数が多いので、抜き取って調査しております。

井出部会長 そうすると、抜き取りの割合と回答率の掛け算になるということだと思えるので、わかれば結構ですのでよろしくお願いします。

平戸指導官 そうですね。わかりました。

井出部会長 他に何かございますか。大丈夫ですか。

全委員 (意見・質問等なし)

井出部会長 それでは、次の議題(4)に移りますけれども、専門部会の日程調整等につきまして、事務局よりご説明をお願いします。

それでは、私の方から説明します。専門部会開催の日程調整につきましては、皆様にご協力をいただき誠にありがとうございました。

審議会が成立するための要件については、先ほど運営規定の中でもご説明させていただきましたが、全体の3分の2以上、または、各側3分の1以上の出席となっております。日程調整に関しましては、現実的には、バランスを考慮して、公益委員は部会長、労使委員は、それぞれリーダーとなる委員を含め2名以上出席可能な日を重視して、他の部会との調整を図り、参考として添付いたしました日程表のと通りの予定となりました。委員の皆様におかれましては、非常にお忙しい時期で、審議日数、時間としましては、ギリギリの厳しい状況になるかと思いますが、可能な限りこの3回以内の部会開催とさせていただきたいと思っております。しかし、これからの審議内容によって、追加の審議会が必要となった場合には、別途、日程調整の上、設定させていただきます。その場合には、10月31日火曜日に本審の日程を組んでいる都合もありますので、大変申し訳ありませんが、平日の17時以降、または、土曜日等の休日となる可能性もあり得ますことをご理解いただきますようお願いいたします。

当機械部会の開催につきましては、第2回は、10月12日木曜日の午前10時から、第3回は、10月24日火曜日の午前10時からを予定しております。また、本審委員の方におかれましては、全会一致に至らなかった専門部会の審議、結審、答申、また、全会一致となった専門部会につきましては、部会報告のため、既に日程調整し、本審委員の皆様にはご案内しております10月31日火曜日午後3時30分から第七回審議会の開催を予定させていただきますので、よろしくようお願いいたします。それから、関係労使からの異議の申し出を想定しまして、11月16日木曜日午前10時から第八回本審の開催を予定いたしますので、日程の確保をよろしく

お願いいたします。

最後になりますが、現状の開催予定で、全会一致による結審をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

井出部会長

それでは、日程につきましては、事務局からのご説明のとおりで、公、労、使それぞれよろしいでしょうか。

委 員

(了承の声)

井出部会長

ありがとうございます。先ほどもありましたけれども、例年各専門部会は3回程度の審議でまとめておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。なお、例年どおり年内に発効とするためには、11月1日水曜日までに答申しなければならないということと、会場等の関係もございまして、第七回本審を日程調整の結果、10月31日火曜日の午後3時30分から予定しております。このようなことから、本日から充実審議の方をよろしくお願ひいたします。本日は、第1回目の専門部会ということになりますので、今後の金額審議にあたりまして、労使双方から金額提示の基本的な考え方について述べていただきたいと思ひます。では、労働者側代表委員から、よろしくお願ひいたします。

宮下委員

労働者側委員の宮下です。私の方から、労働者側の基本的な考え方ということで、述べさせていただきます。大きく3点、基本的なところを申し上げたいと思ひます。

まず1点目は、労働条件の向上です。これは、当たり前のことですが、労働条件の向上が、最低賃金制度全体の目的であります。しかしながら、賃金を含む労働条件については、産業により大きく異なっているのが実態であります。このため、産業ごとの賃金実態を踏まえた、賃金審議により、ふさわしい最低賃金の水準を決定することが重要

であると考えています。

2点目は、公正競争の確保という点であります。賃金の不当な切り下げや事業間の過当競争を防止し、公正競争を確保することも、最低賃金制度全体の目的であると考えております。しかしながら、こちらにも、賃金実態が産業ごとに大きく異なっており、地域別の最低賃金だけでは、これを確保できないと考えています。よって、地域別最賃を上回る水準の特定最賃を設定することで、より高いレベルでの公正競争を確保していくことができ、経済の健全な発展に寄与するものと考えております。

そして、3点目は、労使交渉の補完、代替機能があるということでもあります。本来、労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものであります。しかしながら、労働組合の組織率が、今や17%を割り込むという現状、特に茨城においては14.4%ということ、8割以上の労働者は、自らの労働条件の決定に関与できないという状況にあります。そういう中で、特定最賃の審議は、関係労使の参加によって、設定の申請や金額決定がされることから、企業別の労使間交渉を補完、代替する役割を担っていると考えます。

以上、3点を基本的考え方として、審議に臨んでいきたいと思っております。また、特定最賃は、基幹的労働者を対象としていることから、労働者側としては、それぞれの産業別の基幹的労働者のあるべき水準を目指していきたいと考えています。さらには、今回3つの業種ともに、労働協約ケースを取っており、労働者側としては、協定の最低ライン、一般機械では1064.5円を目指していきたいと考えています。いずれにしても、皆様方のご協力をいただき、真摯な審議が行われることを期待したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。労働者側からは以上です。

井出部会長

ありがとうございました。続きまして、使用者側代表委

員からお願いします。

舟木委員

使用者側委員の舟木でございます。それでは、使用者側の考え方を述べさせていただきます。はじめに、中小企業を取り巻く状況について申し上げます。足元の物価動向は高い数値であるものの、国内企業物価指数は消費者物価指数より高い水準であり、マイナス圏で推移するほか先行きについては悪化を見込んでいる業種が多くなっていること、また、小規模事業者の景況感は大規模事業者と比べて回復が遅れています。加えて、ゼロゼロ融資の本格的な返済も始まったことなどを受けて、上半期の倒産も全業種にわたり増加し、傾向として小規模企業の倒産が多い状況にあります。原材料費、エネルギーコストの高騰などにより労務費の価格転嫁は厳しい状況にあります。最低賃金の大幅な引上げとなれば、地域住民の生活と支えるセーフティネットでもある地方の中小企業を中心に、経営上の負担感の増大やコスト増に耐えかねた廃業・倒産が増加するとの懸念があります。さらに、最低賃金は、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される、罰則付きの強行法であることから、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠であり、通常の事業の賃金支払い能力を超えた過度の引上げ負担を担わせない配慮が必要であります。また、中小企業の賃金支払い能力を高め、足元の賃上げの流れを自発的かつ持続的な賃上げにつないでいくことが重要であり、価格転嫁と生産性向上の取り組みを粘り強く推進していくことが不可欠であります。中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえながら、事業の継続・存続と従業員の雇用維持の観点から、様々な状況に基づいて審議を尽くし、企業経営者に対して納得感のある審議を行っていきたいと思っております。

従いまして、今年度状況下では、雇用も最低賃金の引上

げもという状況が厳しい中、最優先事項の雇用の維持のために、慎重な審議を使用者側は強く主張したいと思っております。以上です。

井出部会長

ありがとうございます。ただ今の労使双方のご意見につきまして、何かご意見やご質問等がございましたらお願いいたします。

全委員

(意見・質問等なし)

井出部会長

本日は、傍聴人はおりませんが、ここまでが公開となります。もし、傍聴人がいた場合はここで退席をお願いし、これ以降の金額審議は非公開となります。

【これ以降は、議事要旨をご覧ください。】